

阿賀野市告示第146号

阿賀野市建設工事請負業者指名停止措置要領の一部を改正する要領を次のように定める。

令和8年7月23日

阿賀野市長 加藤 博 幸

阿賀野市建設工事請負業者指名停止措置要領の一部を改正する要領

阿賀野市建設工事請負業者指名停止措置要領（平成16年阿賀野市告示第36号）の一部を次のように改正する。

別表第2第12号中「不適用」を「不適當」に改め、同表第14号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年7月23日から施行する。

（経過措置）

2 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行前に犯した禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑を宣告された者に係るこの告示による改正後の別表第2の規定の適用については、拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑を宣告された者とみなす。